

(2) 施策の方針

第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち

分野(1) 歴史環境

施策の方針① 歴史的風土の保存

< 目標とすべきまちの姿 >

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の重要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。

1 事業評価結果一覧表

都市調整部

評価対象事業名		決算値 (千円)	総事業費 (千円)	26年度 職員数 (人)	今後の方向性	
整理番号	事業名				事業内容	予算規模
都調-02	風致地区事務	1,473	30,805	4.0	b	B

2 平成26年度末の目標

都市調整部

都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図る。

3 平成26年度の取組の評価

都市調整部

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■ 適切	<input type="checkbox"/> 要改善

窓口相談や電話での問い合わせ、具体事例の申請事務など、日常業務のあらゆる場面で相手に丁寧な説明を心がけ、内容を理解し風致の維持に協力してもらえよう、地道な努力を重ねている。

4 今後の方向性

都市調整部

風致地区や歴史的風土保存区域等は、豊かな自然と歴史的文化遺産を有する本市の風致維持、歴史的風土の保存を行う上で重要な役割を担うものであり、今後も土地所有者や寺社、行為者等に風致地区条例及び古都保存法の手続、規制等に関する理解が得られるようにする必要がある。

5 平成27年度末の目標

都市調整部

古都保存法及び風致地区条例の趣旨等について理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図る。

鎌倉市民評価委員会の評価

1 評価できるところ

- ・鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくため、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、検討を進めているところが評価できる。
- ・風致地区内行為許可、歴史的風土保存区域内行為届出受理等を適切に行っている。
- ・方針や意図は、鎌倉のまちづくりに対しての基盤となるものであり、施策の基軸として間違いないと思う。

2 課題・提言

- ・風致地区内行為のうち植栽が不足している案件などがあり、鎌倉らしい良好な風致の維持育成の上で課題である。
- ・本施策に関する行政の取り組みである『「鎌倉市風致地区条例」などの市民への周知、理解の促進』は実情、どこまで進んだのか見えていない。
- ・施策の方針に対して本年度の活動のみでは十分と言えるかは疑問。